

「知財・無形資産ガバナンスガイドライン」 実践マニュアル デザイン（意匠）編 《前編》

学校法人拓殖大学 工学部 非常勤講師 弁理士 増田光吉
TMI 総合法律事務所 弁理士 茜ヶ久保公二
西村あさひ法律事務所 弁理士 谷口 登

1. まえがき

コーポレートガバナンス（企業統治）とは、企業経営において公正な判断・運営がなされるよう監視・統制する仕組みとその運営を指す。企業としての社会的責任を果たし、企業価値を持続するうえで重要な役割を担うものであり、それをいかに適切に行うかが重要となる。企業の経営戦略や課題、財務状況、リスクマネジメント等の適切な情報開示を行うことで企業経営の透明性を確保し、企業と株主の双方に利益を創出する経営戦略を提示して株主の権利と平等性を確保するとともに、地域社会をはじめ、顧客・取引先・従業員など多くの関係者の権利・立場を尊重すること、あるいは社会的な課題へ適切に対応することにより、偏りのないバランスの取れた健全な企業経営を実現し、企業の競争力を強化させ、長期的に企業価値を向上させることにつながる。

特に、近年の変貌するグローバル化、デジタル・トランスフォーメーション（DX）、サステナビリティ・トランスフォーメーション（SX）等に対応し、長期的な経営の安定と成長を目指す上でガバナンスの強化は必要不可欠となっている。

そうしたことから、このコーポレートガバナンスをいかに行うべきかを明確にするための企業の行動規範の指針：コーポレートガバナンスコード（以下、CGコードと略す。）が示されることとなった。現状、コーポレートガバナンスに法的な定めはないが、金融庁と東京証券取引所が「CGコード」を取りまとめ、2015年6月から適用が開始され、その後より実質的な運用を目指し、2018・2021年の2度改定がなされた。

その2021年6月の「CGコード」の改訂において、

上場会社においては、取締役会が知的財産や無形資産への投資の重要性に鑑み、経営資源の配分や事業ポートフォリオに関する戦略の実行が企業の持続的な成長に資するよう、実効的に監督を行うべきであること、知的財産等への投資について、自社の経営戦略・経営課題との整合性を意識しつつ分かりやすく具体的に情報を開示・提供すべきであることが盛り込まれた。

そして、その指針に基づいて各企業の現場において具体的に実践できるようにすべく、2022年1月「知財・無形資産の投資・活用戦略の開示及びガバナンスに関するガイドライン（略称：知財・無形資産ガバナンスガイドライン）」（内閣府知的財産戦略推進事務局）が策定された【図1】*1。

これを受けて、日本弁理士会において、2022年3月にガバナンス・コード実践マニュアル執筆対応タスクフォースが立ち上げられ、弁理士会員向けに「知財・無形資産ガバナンスガイドラインの実践に役立つマニュアル」が作成された。当該マニュアルは、「技術・ノウハウ（特許）」「ブランド（商標）」「デザイン（意匠）」にそれぞれフォーカスし、基本的な理解から事例を交えた実践上の知財戦略について記載されたものであるが、今回は、そのうちの「デザイン（意匠）」の部分をご紹介します。

上述のとおり、現在の企業活動においては、知的財産を経営資源として十分に認識してビジネスにおいて活用することが求められる。また、その知的財産の活用戦略と成果を関係者に適切に開示することによって、外部からの有意義な指摘や意見、アドバイス等を得て、知的財産の活用の改善を図るとともに、効率・効果的な資金調達の実現に資する好循環